



# スタートアップ・イノベーション促進WG 御説明資料

令和8年1月28日（水）

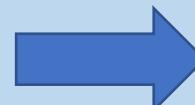
公正取引委員会事務総局  
経済取引局企業結合課

## ＜株式取得会社＞

### 会社による株式取得 (独占禁止法第10条)

- 議決権保有割合が20%超又は50%超の場合は届出が必要(法第10条第2項)
- 議決権保有割合が10%以下の場合は、結合関係が生じない

会社



## ＜株式発行会社＞

会社  
(銀行及び保険会社を含む)

金融会社等※

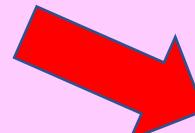
### 銀行又は保険会社による議決権保有 (独占禁止法第11条)

- 5% (保険会社は10%) 超の保有は認可が必要

銀行  
保険会社



事業会社  
(金融会社等以外)



※ 銀行業を営む会社（銀行、資金移動専門会社、証券専門会社、証券仲介専門会社、金融サービス仲介業者、信託専門会社、従属業務を専ら当該銀行又はその子会社のために営む会社、金融関連業務を専ら営む会社、銀行が子会社化できる会社のみを子会社とする持株会社）、保険業を営む会社及び特定目的会社

（独占禁止法第10条第3項、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則）

- ・銀行業又は保険業を営む会社は、他の国内の会社(注)の議決権を5%（保険業を営む会社は10%）を超えて取得又は保有してはならない。
- ・ただし、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合又は第11条第1項第1号～第6号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

注 銀行業を営む会社（銀行、資金移動専門会社、証券専門会社、証券仲介専門会社、金融サービス仲介業者、信託専門会社、従属業務を専ら当該銀行又はその子会社のために営む会社、金融関連業務を専ら営む会社、銀行が子会社化できる会社のみを子会社とする持株会社）、保険業を営む会社及び特定目的会社を除く。

## ＜規定の趣旨＞

### ●事業支配力の過度集中の防止

- ① 金融会社は、豊富な資金力を有し、かつ、融資を通じて他の会社に大きな影響力を有することから、これに株式保有が加われば、金融会社による企業支配の可能性は更に大きくなり、金融会社を中心とした事業支配力が過度に集中することとなるような企業集団が出現することを防止

### ●競争上の問題発生の防止

- ② 金融会社が事業会社と結び付くことにより、結び付きのある事業会社に信用状態に比し著しく有利な条件で融資がなされたり、当該事業会社と競争関係にある会社を不利に扱う等資金の流れに歪みが生じ、当該事業会社の属する市場での競争が歪められることを防止
- ③ 金融会社と事業会社が結び付くことにより、例えば、金融会社が取引先に対し、結び付きのある事業会社の取り扱う商品の購入を要請したり、金融会社が当該事業者の経営に不当に関与する等の不公正取引の素地が形成されることを防止

## ●金融分野における独占禁止法違反事件等

- 三井住友海上火災保険(株)、損保ジャパン(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)及び東京海上日動火災保険(株)並びに共立(株)による損害保険料カルテル事件（令和6年10月31日排除措置命令）
  - ⇒ 9つの損害保険分野で違反行為を認定（課徴金総額20億7164万円）。
  - ⇒ 金融庁及び日本損害保険協会に対して独占禁止法遵守の周知徹底を要請。
- みずほ証券(株)に対する注意（令和5年4月13日）
  - ⇒ みずほ証券は、主幹事を務めた新規株式公開案件において、新規上場会社に対し、同社が設定した想定発行価格等について、具体的な根拠の説明なく、受け入れるよう要請（優越的地位の濫用につながるおそれ）。
- ドイツ証券(株)及びシティグループ証券(株)に対する警告（平成29年3月15日）
  - ⇒ ドイツ証券は、シティグループ証券と共同して、欧洲国債のうち我が国に所在する顧客が売買の発注を行うものについて受注調整を実施（独占禁止法第3条（不当な取引制限）の規定に違反するおそれ）。
- (株)三井住友銀行による優越的地位の濫用事件（平成17年12月26日審決）
  - ⇒ 取引先事業者に対し、融資条件として、金利スワップの購入を要請。
- 機械保険等の引受けに係る保険料率カルテル事件（平成9年2月5日審決）
  - ⇒ 損害保険会社28社に対して課徴金納付命令（総額54億4976万円）。

## ●金融機関と企業との取引慣行に関する調査（平成13年、同18年及び同23年）

金融機関から融資先に対して、

- ・金融商品・サービスを購入することの要請
- ・関連会社等の商品・サービスを購入することの要請
- ・他の金融機関からの借入れをしないことの要請
- ・経営の自由度を著しく阻害されることの要請

等が行われている実態を明らかにした上で、金融機関に法令遵守の取組に努める必要がある旨を指摘。

## ●スタートアップの取引慣行に関する調査（令和2年）

出資者とスタートアップとの関係において、独占禁止法上問題となるおそれのある行為を確認。

- ・スタートアップに対する要請（出資者が第三者に発注した業務の費用負担、無償作業、不要な商品・役務の購入、研究開発活動の制限、取引先の制限等）
- ・正当な理由がない株式買取請求権の設定、行使又は行使の示唆 等

注：経済産業省と連名で「スタートアップとの事業連携に関する指針」を公表（令和3年3月29日）

## ●銀行の合併等に対する企業結合審査

- (株)第四銀行及び(株)北越銀行による共同株式移転（平成29年12月15日審査結果公表）
- (株)ふくおかフィナンシャルグループによる(株)十八銀行の株式取得（平成30年8月24日審査結果公表）
- (株)福井銀行による(株)福邦銀行の株式取得（令和3年6月16日審査結果公表）
- (株)横浜銀行による(株)神奈川銀行の株式取得（令和4年度における主要な企業結合事例 事例8）

## ●地域におけるバス事業及び銀行業に係る特例法(注)への対応

- (株)青森銀行及び(株)みちのく銀行による共同株式移転（令和4年3月23日金融庁認可）
- (株)八十二銀行と(株)長野銀行の合併（令和5年5月29日金融庁認可）

注：地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号）

## ● LPSの組合財産である株式の保有

### <保有期間>

- LPである銀行又は保険会社によるLPSの組合財産である株式に係る議決権の5%超（保険会社にあっては10%超。以下同じ。）の保有については、次の場合、独占禁止法第11条の適用を除外（独占禁止法第11条第1項第4号）。
  - ✓ 議決権の行使・指図ができない、かつ、
  - ✓ 議決権保有期間が10年以内（独占禁止法施行令第17条）
- また、以下の場合、更に一定の期間、5%超の議決権保有が可能（独占禁止法第11条第1項ただし書の規定による認可）。
  - ✓ 議決権の行使・指図ができない、かつ、
  - ✓ キャピタルゲインを得ることを目的とした当面の間の議決権保有である場合
- 認可の状況 ⇒ 認可申請に対して認可しなかった例はなし。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
件数	0	1	3	1	4

⇒ 銀行又は保険会社は、当該認可により、LPとして10年を超えて5%超の議決権の保有が可能。

### <現物分配>

- LPである銀行又は保険会社がGPからLPSの組合財産である株式を現物で分配された場合、銀行等は分配された株式に係る議決権の行使が可能。
  - 認可の状況 ⇒ 認可申請の実績はなし。
- ⇒ 議決権保有の必要性、事業支配力増大のおそれの有無及びその程度、株式発行会社の属する市場における競争への影響を審査し、問題がない場合には認可（独占禁止法第11条第1項ただし書）。

## ●銀行業高度化等会社

- 独占禁止法第11条は、銀行による事業会社（「銀行業を営む会社」（注）以外の会社）の議決権保有を制限する規定。  
(銀行による「銀行業を営む会社」の議決権保有を制限する規定ではない。)  

注 銀行、資金移動専門会社、証券専門会社、証券仲介専門会社、金融サービス仲介業者、信託専門会社、従属業務を専ら当該銀行又はその子会社のために営む会社、金融関連業務を専ら営む会社、銀行が子会社化できる会社のみを子会社とする持株会社
- 銀行業高度化等会社は、銀行とも取引を行っているが、主として一般の事業会社と取引を行っている。
- また、一定の銀行業高度化等会社（銀行法施行規則第17条の4の3）については
  - ✓ 「フィンテック企業」（同条第1号）には、専ら特定の銀行のために業務を行っている者と、専ら一般の事業会社のために業務を営んでいる者がいる。
  - ✓ 地域商社等の会社は、一般の事業会社であり、地域の経済状況等によって業務や事業活動の範囲、競争環境が異なる。
- ⇒ 議決権保有の必要性、事業支配力増大のおそれの有無及びその程度、株式発行会社の属する市場における競争への影響を審査し、問題がない場合には認可（独占禁止法第11条第1項ただし書）。
- 認可の状況 ⇒ 認可申請に対して認可しなかった例はなし。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
件数	6	8	13	16	12

## ●信託勘定

- 次の場合、独占禁止法第11条の適用を除外（同第11条第1項第3号及び第2項）。
  - ✓ 受託者である銀行が議決権を行使できるが、1年以内の保有の場合
  - ✓ 受託者である銀行が議決権を行使できない場合（保有期間の制限なし）
- 受託者である銀行が信託財産として保有する株式に係る議決権を行使できる場合であって、当該議決権について5%超・1年超保有する場合は、以下について確認し、問題がなければ期限を定めずに認可（独占禁止法第11条第2項）。
  - ✓ 銀行勘定に係る議決権保有割合が5%以下であること
  - ✓ 受託者である銀行による客観的行使基準の有無やその内容
  - ✓ 信託勘定で保有する議決権と銀行勘定で保有する議決権との分別管理状況
  - ✓ 事業支配力増大のおそれ、株式発行会社の属する市場における競争への影響
- 認可の状況 ⇒ 認可申請に対して認可しなかった例はなし。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
件数	0	2	1	1	0

- なお、認可後、年に1回、以下の点について報告を徴収。
  - ✓ 銀行勘定に係る議決権保有割合が5%以下であること
  - ✓ 信託勘定で保有する議決権と銀行勘定で保有する議決権の行使の分離状況
  - ✓ 信託勘定に係る議決権の客観的行使基準

提案者	要望事項	要望の概要	対応
都銀懇話会	5%ルールの緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LPSのLPである銀行が組合財産として5%超取得する株式に係る議決権の保有に関する適用除外の期間について「政令で定める期間」（10年間）を撤廃</li> <li>・撤廃が困難な場合、上記期間を15年に延長</li> </ul>	投資期間等の実態を把握した上で、適用除外となる期間の延長について検討。
	一定の銀行業高度化等会社に係る銀行法と独禁法における出資規制の統一等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の銀行業高度化等会社（特に「フィンテック」と整理される業務を営む会社）を「独占禁止法第10条第3項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則」で規定する会社に追加</li> </ul>	<p>銀行が一定の銀行業高度化等会社の議決権を取得する際の認可申請については、議決権保有の必要性、事業支配力増大のおそれの有無及びその程度、株式発行会社の属する市場における競争への影響を審査し、問題がない場合には認可する旨が明らかとなるよう、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」の見直しについて検討。</p> <p>また、一定の銀行業高度化等会社のうち、「フィンテック」と整理されている業務（銀行法施行規則第17条の4の3第1号）を専ら特定の銀行のために営む会社の議決権を当該銀行が取得する場合について、独占禁止法第11条の規制対象から除外することの妥当性について検討。</p>
信託協会	信託勘定に対する議決権保有規制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議決権保有規制の対象から、銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権のうち、受託者である銀行が行使できる議決権を除外</li> <li>・上記が困難な場合、銀行勘定と信託勘定における議決権の分別管理体制の認可により、銘柄ごとの都度の認可を不要とすること</li> </ul>	認可後に提出を求めている議決権の分別行使に係る社内体制整備状況に関する報告について、銀行における事務負担軽減の観点から見直しを検討。
生命保険協会	スタートアップ企業への出資規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険会社によるスタートアップ企業の株式に係る護決権の保有期間を撤廃又は延長</li> </ul>	投資期間等の実態を把握した上で、適用除外となる期間の延長について検討。

# 參考資料

第11条第1項第1号から第6号に該当する場合及び同項ただし書の規定によりあらかじめ公正取引委員会から認可を受けた場合は、議決権保有制限の適用が除外

### ＜第11条の適用が除外される場合とその期間＞

- 担保権の行使等による取得等（第1号）、他の会社による自己株式の取得に伴う議決権保有比率の超過（第2号）、信託財産としての取得等（第3号）又は公正取引委員会規則で定める場合（第6号 例：債務の株式化による取得等）に該当する場合

⇒ 1年間

（信託財産のうち、受託者である銀行が議決権を行使できない場合は無期限）

- 投資事業有限責任組合の有限責任組合員としての取得等（第4号）又は民法組合の非業務執行組合員としての取得等（第5号）

⇒ 10年間

### ＜認可の考慮事項＞

公正取引委員会は、ガイドライン（「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」（平成14年11月）等）を公表して、認可に当たっての考慮事項を明確化。

## ＜第11条に基づく認可＞

### ●第11条第1項ただし書に基づく認可

#### ➤ 認可対象となる事由

- ① 合併等することで議決権を5%超保有等する場合
- ② 事業再生等の支援を受ける会社の議決権を5%超保有等することとなる場合
- ③ 投資事業有限責任組合の有限責任組合員（又は民法上の組合の非業務執行組合員）となり、10年を超えて、組合財産として他の国内の会社の株式に係る議決権を5%超保有する場合（議決権の行使又は指図ができず、かつ、キャピタルゲイン取得目的による議決権保有であると認められる場合に限る。）

⇒上記①～③以外の場合は、議決権の保有等の必要性、議決権の保有等による事業支配力増大のおそれの有無等を考慮して、事案ごとに認可の可否を検討

#### ➤ 認可を受けた期間、独占禁止法第11条の適用が除外

## ●第11条第2項に基づく認可

事由等の概要	独占禁止法
担保権の行使等により5%超の議決権を取得する場合 (法第11条第1項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年を超える5%超の保有は、認可が必要</li> <li>保有割合が5%超となる議決権を速やかに処分することが認可の条件</li> </ul>
他の国内の会社が自己株式を取得したことにより議決権保有割合が5%超となる場合 (法第11条第1項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受託者である銀行が議決権を行使できる場合、1年を超える5%超の保有は認可が必要</li> <li>受託者である銀行が議決権を行使できない場合は、認可不要</li> </ul>
信託財産として株式を取得することにより議決権保有割合が5%超となる場合 (法第11条第1項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受託者である銀行が議決権を行使できる場合、1年を超える5%超の保有は認可が必要</li> <li>受託者である銀行が議決権を行使できない場合は、認可不要</li> </ul>
他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合として公正取引委員会規則で定める場合 (法第11条第1項第6号) <ul style="list-style-type: none"> <li>他の国内の会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき株式を取得することにより議決権を取得する場合 (6号規則第1条)</li> <li>他の国内の会社が発行する種類株式について、所定の事象の発生により議決権保有割合が増加した場合 (6号規則第2条)</li> <li>他の国内の会社が発行した株式の転換が行われたことで議決権保有割合が増加した場合 (6号規則第3条)</li> <li>他の国内の会社の単元未満株の増加に伴い議決権保有割合が増加した場合 (6号規則第4条)</li> <li>他の国内の会社が自己の株式の消却等を行ったことにより議決権保有割合が増加した場合 (6号規則第5条)</li> <li>他の国内の会社が一単元の株式の数を変更したこと等により議決権保有割合が増加した場合 (6号規則第6条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年を超える5%超の保有は、認可が必要</li> <li>保有割合が5%超となる議決権を速やかに処分することが認可の条件</li> </ul>

## ●私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十七号）

## 第十条

③ 前項の場合において、当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について受託者に指図を行うことができるものに限る。）、当該株式取得会社が銀行業又は保険業を営む会社（保険業を営む会社にあつては、公正取引委員会規則で定める会社を除く。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）であり、かつ、他の国内の会社（銀行業又は保険業を営む会社その他公正取引委員会規則で定める会社を除く。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）の株式の取得をしようとする場合における当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる株式に係る議決権及び当該株式取得会社が第一種金融商品取引業を営む会社であり、かつ、業務として株式の取得をしようとする場合における当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる株式に係る議決権を含まないものとし、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権で、自己が、委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（公正取引委員会規則で定める議決権を除く。次項において同じ。）及び社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第十一条 銀行業又は保険業を営む会社は、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五（保険業を営む会社にあつては、百分の十。次項において同じ。）を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、公正取引委員会規則で定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 担保権の行使又は代物弁済の受領により株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合
  - 二 他の国内の会社が自己の株式の取得を行つたことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合
  - 三 金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合
  - 四 投資事業有限責任組合の有限責任組合員（以下この号において「有限責任組合員」という。）となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合。ただし、有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなつた日から政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。
  - 五 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによって成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合。ただし、非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなつた日から前号の政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。
  - 六 前各号に掲げる場合のほか、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合として公正取引委員会規則で定める場合
- ② 前項第一号から第三号まで及び第六号の場合（同項第三号の場合にあつては、当該議決権を取得し、又は保有する者以外の委託者又は受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について当該委託者又は受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。）において、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五を超えて有することとなつた日から一年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合における公正取引委員会の認可は、同項第三号の場合を除き、銀行業又は保険業を営む会社が当該議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

**●私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第三百十七号）**

第十七条 法第十一条第一項第四号の政令で定める期間は、十年とする。

**●私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則（平成十四年公正取引委員会規則第七号）**

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第二項及び第七十六条の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第二項に規定する公正取引委員会規則で定める会社を定める規則を次のように定める。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社は、次の各号に掲げる株式を取得し、又は所有する会社の区分に従い当該各号に掲げる会社とするほか、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社とする。

- 一 銀行業を営む会社 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条の二第一項第二号の二から第四号の二まで、第六号、第十一号及び第十六号に掲げる会社
- 二 保険業を営む会社 保険業法（平成七年法律第百五号）第百六条第一項第四号の二から第七号まで、第十二号及び第十七号に掲げる会社

**●私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十二条第一項第六号に規定する他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合を定める規則（平成十四年公正取引委員会規則第八号）**

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十二条第一項第六号に規定する他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 他の国内の会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき株式を取得することにより議決権を取得する場合（当該会社の債務を消滅させるために行うものであって、当該株式を取得することによって相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）
- 二 他の国内の会社が発行した議決権を行使することができるいかなる事項についても議決権がないものとされた種類の株式であって、議決権があるものとされることとなる場合が定められているものに係る議決権を取得したことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合（当該会社の議決権を保有する銀行業又は保険業を営む会社の意思によらない事象の発生により議決権を取得した場合に限る。）
- 三 他の国内の会社が発行した株式の転換が行われたことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合（当該会社の議決権を保有する銀行業又は保険業を営む会社の請求による場合を除く。）
- 四 他の国内の会社が発行した株式につき一単元の株式の数に満たない数の株式の数が増加したことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合（当該会社が発行した株式の相続等当該会社又は当該会社の議決権を保有する銀行業若しくは保険業を営む会社の意思によらない事象の発生により一単元の株式の数に満たない数の株式の数が増加した場合に限る。）
- 五 他の国内の会社が自己の株式の消却、併合又は分割を行ったことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合
- 六 他の国内の会社が自己の株式に係る権利の内容又は一単元の株式の数を変更したことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合